

18.「返品」だけでは、「解約」にはなりません！！

事例 スマートフォンで SNS を見ているとダイエット食品の広告が表示された。定期購入だが「初回 980 円、回数縛りなし、いつでも解約可能」と書かれていたので、注文した。初回だけ試してやめるつもりだった。ところが、初回商品を受け取り後、「2 回目の商品を発送予定」というメールが届いた。販売業者に連絡すると、規約に記載されている申請期限を過ぎていたので解約できない、と言われた。2 回目以降は 2 か月ごとに届き、1 回あたり 1 万 6 千円と高額だ。受け取りたくない。届いても受取拒否すれば代金は支払わなくてよいのか。

定期購入で届いた商品を一方的に「受取拒否」や「返品」しても「解約」したことはありません。 通信販売には、クーリング・オフの適用はなく、不良品だったなどの理由がなければ一方的に返品することはできません。



定期購入を利用する場合の注意点

- 販売業者には、販売サイトの「**最終確認画面**」において、商品の分量、販売価格・対価、支払の時期・方法、引渡・提供時期、申込期間（期限のある場合）申込みの撤回、解除に関する事など、**契約の申込み内容をすべてわかり易く表示することが義務付けられています。**
- 販売業者サイトの申込みに関する内容に、**虚偽や誤認させるような表示があった場合には、契約を取り消すことができる可能性**があります。
- 注文する前に「**利用規約**」をよく読み、**申込みボタンを押す前に「最終確認画面」をスクリーンショットなどで必ず保存**しておきましょう。
- 消費者が気づかないうちに意図しない申込みに誘導されるウェブデザイン「**ダークパターン**」などにも注意が必要です。

